

『鹿児島市認知症の人と家族への個別聞き取り調査』に関するQ & A

令和7年9月22日現在

No.	質 問	回 答
1	「鹿児島市認知症の人と家族への個別聞き取り調査調査協力者登録申請書」の協力謝金振込口座に記載するのは、誰の口座か？	調査を実施するケアマネジャーに対しての協力者金として、ケアマネジャーの口座への振込を想定しておりますが、所属の法人に受け取りを委任する場合は、法人口座を記載いただき、別途、「委任状兼振込依頼書」をご提出いただきます。
2	夫婦とも対象者で、介護者が同居の娘である場合の件数はどうカウントするのか？	「夫+娘」、「妻+娘」でそれぞれ1件ずつカウントしてください。
3	高齢者に限定されていないバリアフリーマンションなどに入居されている方は、「高齢者向け住宅」以外の住居に居住する方として取扱ってよいのか？	今回、「高齢者向け住宅」としては、ケアハウスやサービス付き高齢者住宅、有料老人ホームなどの「高齢者だけを対象とした住宅」を該当とします。入居に年齢制限を設けていないバリアフリーマンションなどについては、「高齢者向け住宅」以外の住宅として取扱います。
4		
5		
6		
7		

8		
---	--	--